

社会福祉法人京都社会福祉協会
定款

(昭和55年7月25日厚生大臣設立認可)
(昭和62年9月4日京都府知事変更認可)
(平成元年7月31日京都府知事変更認可)
(平成6年11月2日京都府知事変更認可)
(平成8年6月27日京都府知事変更認可)
(平成9年11月10日京都市長変更認可)
(平成11年7月12日京都市長変更認可)
(平成12年6月19日京都市長変更認可)
(平成13年4月1日京都市長変更認可)
(平成13年4月9日京都市長変更認可)
(平成13年10月1日京都市長変更認可)
(平成14年6月13日京都市長変更認可)
(平成15年6月24日京都市長変更認可)
(平成17年4月1日京都市長変更認可)
(平成18年4月1日京都市長変更認可)
(平成19年4月1日京都市長変更認可)
(平成20年4月21日京都市長変更認可)
(平成20年6月16日京都市長変更認可)
(平成21年8月20日京都市長変更認可)
(平成22年6月23日京都市長変更認可)
(平成23年4月25日京都市長変更認可)
(平成25年7月24日京都市長変更認可)
(平成27年6月16日京都市長変更認可)
(平成29年3月1日京都市長変更認可)
(平成29年9月14日京都市長変更認可)
(令和元年10月2日京都市長変更認可)
(令和3年9月17日京都市長変更認可)
(令和4年11月18日京都市長変更認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

1 保 育 所

- (イ) 福西保育園の設置経営
- (ロ) 竹の里保育園の設置経営
- (ハ) 城南保育園の設置経営
- (ニ) 吉田山保育園の設置経営
- (ホ) 聖護院保育園の設置経営
- (ヘ) 祥豊保育園の設置経営
- (ト) 城南第二保育園の設置経営
- (チ) 紫野保育園の設置経営
- (リ) 村山保育園の設置経営
- (ヌ) 新林保育園の設置経営
- (ル) 高野保育園の設置経営
- (ヲ) 山科保育園の設置経営
- (ワ) 勸修保育園の設置経営
- (カ) 大宮保育園の設置経営
- (ヨ) 山階保育園の設置経営
- (タ) 御室保育園の設置経営
- (レ) 石田保育園の設置経営
- (ソ) 墨染保育園の設置経営
- (ツ) 城之内保育園の設置経営
- (ネ) 桂坂保育園の設置経営
- (ナ) 松ノ木保育園の設置経営
- (ラ) 錦林保育園の設置経営

2 児童厚生施設

- (イ) 福西児童館の設置経営
- (ロ) 城南児童館の設置経営
- (ハ) 新林児童館の設置経営
- (ニ) 桂坂児童館の設置経営
- (ホ) 京都市久世児童館の指定管理
- (ヘ) 京都市室町児童館の指定管理
- (ト) 京都市円町児童館の指定管理
- (チ) 京都市羽束師児童館の指定管理
- (リ) 京都市神川児童館の指定管理
- (ヌ) 京都市嵐山東児童館の指定管理
- (ル) 京都市嵯峨広沢児童館の指定管理
- (ヲ) 京都市大宮西野山児童館の指定管理
- (ワ) 京都市上高野児童館の指定管理
- (カ) 京都市久我の杜児童館の指定管理

- (ヨ) 京都市修学院第二児童館の指定管理
- (タ) 京都市西野児童館の指定管理
- (レ) 京都市納所城之内児童館の指定管理

又この法人は、設置又は指定管理する児童厚生施設において、京都市が実施する放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業を受託実施する。

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人京都社会福祉協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市東山区三条通大橋東二丁目73番2号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由

を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上9名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうちから1名を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時

評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内及び報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(本部事務局及び職員の任免)

第23条 この法人に、本部事務局を置く。

- 2 本部事務局に、職員を置く。
- 3 この法人の本部事務局の長（以下「事務局長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

(施設職員の任免)

第24条 この法人の経営する施設に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 5,000,000円也
- (2) ・京都市西京区大枝南福西町1丁目2番地 所在の
福西保育園
園舎 2棟 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建

- 5 4 5 . 5 0 m²
- 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
- 5 0 9 . 6 2 m²のうち 1 階部 3 1 2 . 0 6 m²
- ・京都市西京区大原野西竹の里町 2 丁目 4 番地 所在の
竹の里保育園
園舎 3 棟 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建
6 0 4 . 4 2 m²
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建
2 5 3 . 8 0 m²
鉄骨造ルーフィング葺 2 階建
1 6 0 . 2 8 m²
 - ・京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7 同区向島丸町 4 番地 12
所在の
城南保育園
園舎 1 棟鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
8 4 2 . 7 0 m²
 - ・京都市左京区吉田神楽岡町 1 6 9 番地 2 所在の
吉田山保育園
園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建
3 9 9 . 7 9 m²
機械室コンクリートブロック造陸屋根平家建 1 棟
8 . 0 0 m²
 - ・京都市左京区聖護院蓮華蔵町 2 番地 4 所在の
聖護院保育園
園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根かわらぶき 3 階建
6 5 4 . 2 m²
 - ・京都市南区吉祥院前河原町 6 番地・8 番地 所在の
祥豊保育園
園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
5 9 7 . 0 8 m²
便所 1 棟 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
5 . 4 3 m²
 - ・京都市伏見区向島清水町 1 1 5 番地 10 所在の
城南第二保育園
園舎 2 棟 鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建
5 4 0 . 5 9 m²
木造スレート葺平家建
6 0 . 8 4 m²
 - ・京都市北区紫竹上緑町 1 5 番地 所在の
紫野保育園

- 園舎 1棟 鉄筋コンクリート・鉄骨・コンクリートブロック造
陸屋根2階建
619.47㎡
- ・京都市南区上鳥羽北村山町1番地 所在の
村山保育園
園舎 1棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
376.9㎡
ホール1棟 鉄筋コンクリート造
117.79㎡
 - ・京都市西京区大枝西新林町四丁目3番地 所在の
新林保育園
園舎 1棟 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
672.46㎡
 - ・京都市左京区高野東開町1番地3 所在の
高野保育園
園舎 2棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
774.7㎡
木造合金メッキ鋼板葺き平屋建
98.54㎡
 - ・京都市山科区厨子奥苗代元町31番地2 所在の
山科保育園
園舎 1棟 木造スレート葺平家建
240.93㎡
土地 京都市山科区厨子奥苗代元町16番6
734㎡
京都市山科区厨子奥苗代元町19番2
75㎡
 - ・京都市山科区勸修寺西金ヶ崎26番地5 所在の
勸修保育園
園舎 1棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
515.58㎡
 - ・京都市北区大宮中ノ社町35番地 所在の
大宮保育園
園舎 2棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
299.2㎡
鉄筋鉄骨コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
335.86㎡
 - ・京都市山科区西野様子見町1番地8 所在の
山階保育園
園舎 1棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

	5 4 6 m ²
ホール 1 棟	7 5 . 2 5 m ²
・京都市右京区花園天授ヶ岡町 3 番地 1 5 所在の 御室保育園 園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	3 6 4 . 7 m ²
・京都市伏見区石田内里町 1 4 番地 所在の 石田保育園 園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	4 0 9 . 8 m ²
土地 京都市伏見区石田内里町 1 9 番	2 3 4 . 7 6 m ²
・京都市伏見区深草墨染町 4 4 番地 9 所在の 墨染保育園 園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	3 4 5 . 2 6 m ²
・京都市伏見区納所薬師堂 2 7 番地 3 0 6 所在の 城之内保育園 園舎 1 棟 鉄筋コンクリート・鉄骨造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	7 8 4 . 6 6 m ²
・京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 3 番地 8 所在の 錦林保育園 園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造スレートぶき 2 階建	8 8 3 . 1 7 m ²
・京都市西京区大枝南福西町 1 丁目 2 番地 所在の 福西児童館 建物 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	5 0 9 . 6 2 m ² のうち 2 階部分 1 9 7 . 5 6 m ²
・京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7 所在の 城南児童館 建物 1 棟 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1 8 8 . 5 0 m ²
・京都市西京区大枝西新林町四丁目 3 番地 所在の 新林児童館 建物 1 棟 鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建 2 階部分	1 4 3 . 5 8 m ²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で

定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人京都社会福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(責任の免除)

第42条 理事、監事、又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	片 山 光 三
理 事	勝 方 友 雄
〃	勝 山 晶 子
〃	嶋 津 峯 眞
〃	園 部 道
〃	高 井 隆 秀
〃	芹 沢 栄 之
〃	内 海 奂 乗
〃	藤 本 眞 弘
〃	北 川 龍 市
〃	吹 田 盛 徳
〃	福 富 敬 治

	難	波	俊	子	
	清	水	民	子	
	鈴	木	順	子	
	桑	野	國	雄	
監	事	畔	田	正	雄
		九	鬼	國	一

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。